

二 解釈及び運用について

(1) 揚水機の吐出口の断面積

揚水機の吐出口の断面積は、揚水機本体の水が最後に通る部分の内径で計るものとするが、揚水機の出力の大きさ等と吐出口の断面積とは、技術的にみて、均等的につくられているものであるから、吐出口に改造をほどこしたものについては、その揚水機の出力等と均等のとれた状態の吐出口の断面積に復原して測定することを原則とする。

したがって、従来使用していた技術上の基準に適合した井戸（以下「適合井戸」という。）以外の井戸の揚水機を改造して適合井戸または法の対象外の井戸に改造しようとする場合には、揚水機の吐出口の断面積を縮小するとともに、揚水機の能力が実質的に低下するように、揚水機から地表面までのパイプ（ボアホールポンプ型揚水機においては、シャフトの入っているパイプ）の通水可能部分の断面積を揚水機の吐出口断面積以下のものにしなければならない。単に揚水機の吐出口あるいはそれに直結するパイプの一部分の断面積を縮小してもその部分をもって、吐出口の断面積と認めることはできない。

また、適合井戸または法対象外の井戸の揚水機が一般に入手困難の場合で新しい揚水機を適合井戸または法対象外の揚水機となるよう改造して使用する場合には、適合井戸または法対象外の井戸の揚水機に近い出力、能力等を有する揚水機について、上記の従来使用していた揚水機を改造する場合に準じた改造をおこなわなければならない。

(2) 法第二条第二項の「工業」

① 工業を兼業するサービス業の取扱い

その事業所が主としてサービス業を行っている場合であっても、同一事業所の一部において物品の製造、加工または修理を目的とする業務を、継続的に業として行っている場合であって、当該事業所の用水を、サービス業に関する部分と、製造業に関する部分とを分割して取り扱うことが困難な場合には、当該事業所全体を製造業の事業所と認めるものとする。

② 石油類、都市ガス等の貯蔵所等の取扱い

工業を業とする事業者の貯蔵施設及び受配電施設等（ただし、ガソリンスタンド等の小売のための施設を除く。）は、工業の事業所の一部とみなすものとする。

③ 教育、研究機関等の取扱い

不特定の者のための教育、研究、訓練を主たる目的とする独立の人格を有する機関は、教育、研究等の活動の結果できた物品の一部または全部を販売している場合も、工業の事業所とは認められない。例えば、学校法人、社・財団法人の研究所、刑務所等は工業の事業所ではない。

ただし、工業を業とする企業の有する研究所、試験所、訓練所等および主として特定の工業を業とする企業のための研究所、試験所、訓練所等は、工業の事業所とみなすものとする。

(3) 法第三条第一項の許可

① 「工業の用に供しようとする」の意味

「井戸により地下水を採取して、これを工業の用に供しようとする」とは、工業用の井戸の新設の場合、工業用以外の井戸を工業用に供する場合をいう。

また、臨時に設置した井戸であっても、工業の用に供する井戸は、法第三条第一項の許可を要する。

② 「工業の用」の意味

「工業の用」とは、工業の生産の工程、原材料および製品の保存のためのみでなく、事業所の環境整備等のために利用される場合を含むものとする。例えば、工場内の防塵または植樹、植草用の用水および工場事務所内での雑用水等も、工業の用に供されている用水である。

③ 井戸構造の変更による第三条第一項の「許可」の効力の失効

法第六条第二項、第五項および工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）附則第二項、第四項によって、法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた井戸は、そのストレーナーの位置およびその揚水機の吐出口の断面積により許可を受けたとみなされたものであるから、ストレーナーの位置または揚水機の吐出口の断面積を変更した場合には、ストレーナーの位置をより深くし、または吐出口の断面積を小さくする場合でも、その許可は消滅する。したがって、これらの井戸についてストレーナーの位置、揚水機または揚水機の吐出口の断面積を変更する場合には、新たに法第三条第一項に基づく許可を受けなければならない。

④ 新設井戸にかかる第三条第一項の「許可」のための井戸構造の確認

イ 井戸の新設の場合

法指定地域内において、工業用として新たに設置する井戸に対しては、当該井戸のストレーナーの位置等については、その埋設の現場において、揚水機の吐出口の断面積等についてはその設置の現場において確認しなければ、法第三条第一項の許可をしてはならない。

したがって、法指定地域内において、工業用として新たに井戸を設置しようとする者に対しては、当該井戸のストレーナーの設置、揚水機の吐出口の断面積等が確認できる段階で、事前に必ず管轄都道府県知事に通知し、担当職員の確認を求めるよう指導するものとする。

ロ 既存の工業以外の井戸の転用の場合

法指定地域内において、工業用以外の既存の井戸を工業用に転用しようとする者に対しては、その井戸の構造、当該地点における地下水の水源の状況等を説明する書類、設置後の当該井戸の使用状況等を示す書類等を検討し、かつ、揚水機の構造、大きさ等につき現場において確認した後でなければ第三条第一項の許可をしてはならない。

(4) 法第三条第一項のストレーナーの位置

ストレーナーの位置とは、その井戸の有するストレーナーの地表面からの深さで表すものとする。ストレーナーの深さは、通常の土地使用の状態における地表面を基準として測定するものとする。特に人工的に井戸の周囲のみを土盛、かさ上げを行った場合にはその位置をもって地表面と認めることができない。また、ストレーナーを二ヶ所以上に設けている井戸については、その最上端のストレーナーの位置をもってその井戸のストレーナーの位置とする。

(5) 法第五条第二項による「例外許可」

法第五条第二項の規定によってする法第三条第一項の許可（以下「例外許可」という。）は、法第五条第一項の規定の例外措置として設けられているものであるので、地盤沈下防止の重要性にかんがみ、本項の適用による「例外許可」の範囲は最小限にとどめることを基本とする。

① この主旨に基づき、例外許可の申請にかかる井戸により地下水を採取することが、その指定地域における地下水の水源の保全に著しい支障を及ぼすおそれがない場合であって、次のイから二のいずれかに該当する場合のみ、期間を定めて例外許可を行うことができるものとする。ただし、期間については事情の変更がない場合には更新することができるものとする。

イ 保安用水のため井戸を使用する場合

次の各号に掲げる事業所または装置に必要な井戸を、不測の事故等により、工業用水道が長時間断水した場合に限り、工場の保安用として使用する場合

イ 事業用火力発電所、事業用変電所または都市ガス供給所等当該事業所の運転停止により、社会一般に極めて大きい影響を及ぼす事業所

ロ 鉄鋼業の製鉄所、化学工業の重合装置またはガラス製造業のガラス溶解炉等の運転停止により公共危険を発生せしめるおそれのある装置及び重大な破損を生ずるおそれのある装置

ロ 既存井戸を暫定的に使用する場合

工場の移転または廃止により、工業用井戸が廃止されることが確実な場合において、既に当該移転または廃止の具体的工事に着手しており、一年以内に限り当該既存井戸の使用を継続する場合

ハ 新設井戸を暫定的に使用する場合

次のイまたはロに該当する場合において、法第五条第一項に規定する通商産業省令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合する井戸により地下水を採取して工業用水として使用したのでは、当該工場の運営が著しく困難となると認められる場合であり、かつ、当該地域についての法第六条第二項もしくは第五項または工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号、以下「改正法」という。）附則第四項に基づく通商産業省令で定める日から起算して一年以内に限り使用する場合

イ 地域指定もしくは技術上の基準の改正または改正法の施行の際、使用中であった井戸（技術上の基準に適合しないものに限る。）が使用不可能となった場合

ロ 地域指定または技術上の基準の改正の際、技術上の基準に適合しない井戸により地下水を採取して工業の用に供する計画で、既に工場の新設、増設または改造の具体的な工事に着手していた場合

ニ その他の場合

当該地域に供給される工業用水の水質等および当該地域における水道水の供給状況からみて、次のイまたはロに該当することにより、当該工場における地下水以外の水源への転換が著しく困難である場合

イ 食品製造業等において衛生上の観点から工業用水道水を使用することができず、かつ、上水道の供給を受けることが困難である場合

ロ 当該工場の事業に係る技術上の理由から、地下水以外の工業用水を使用するが著しく困難である場合

② ①に基づき例外許可を行う場合には、法第八条第一項の規定により、次の条件を附するものとする。

イ 許可の期限

ロ 例外許可を受けた井戸について、井戸ごとに量水器を設置すること。

ハ 月ごとのくみ上げ量及び地下水位等を記録し、その結果を毎年一回以上都道府県知事に報告すること。

ニ 当該工場に対して供給される工業用水道水の水質が改善され、もしくは当該工場への上水道の供給事情が改善されたことにより地下水に代わる工業用水源の確保が可能となった場合または当該地域における地盤沈下もしくは地下水の水源の状況からみて、工業用地下水のくみ上げの規制を強化する必要が認められた場合には許可を取り消すことがあるべきこと。

③ なお、例外許可を行った場合においても、当該例外許可を受けた者が、地下水揚水量の節減に努めるとともに、可能な限りすみやかに地下水以外の水源へ転換するよう指導するものとする。